

毎週火、金曜日発行（但休日となる日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次

保安林の解除予定の通知
牛の結核病検査等の実施
健康保険法の規定による保険医等の登録
道路位置の指定
米飯提供業者の登録
土地改良区の定款変更の認可
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
新たに行為をおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧

告示

鳥取県告示第六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇の一、九二〇の三から九二〇の一二まで、九二〇の一八（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため
（「一次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（

昭和二十六年法律第百六十六号) 第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応、ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集反応

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査、肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

第一実施期日 第二次

実施区域 実施場所

二月 二十一日 二十四日 日吉津村 日吉津検診場

二十四日 二十七日 崎津、彦名 崎津、彦名

二十五日 二十八日 米子市旧市内 福生

二十六日 二十九日 観音寺、加茂

三月 三日 三月 六日 鹿野町 勝谷

四日 七日 青谷町 日置

九日 十二日 勝部

十日 十三日 日置谷

十一日 十四日 中郷

二十三日 二十六日 青谷

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

二月二十一日 大山町 赤松検診場

二十二日 明間、種原

二十四日 別所

二十五日 佐摩

二十六日 飯戸、所子

二十七日 佐摩、坊領

二十八日 所子、高麗

二十九日 高麗

三月 二日

三日

四日

五日 鹿野町 鹿野

二十四日 鹿野町 小鷲河

二十五日 気高町 浜村

二月 二十一日 大山町 所子

十日 勝谷

十一日 青谷町 日置

十三日 勝部

十四日 日置谷 中郷

十九日 青谷 小鷲河

二十一日 鹿野町 浜村

二十四日 気高町 天津

二十五日 西伯町 八郷

二十六日 会見町 賀野

二十七日 西伯町 天津

二十八日 会見町 手間

二十九日 米子市 賀野

三日 勝田、三柳

四日 車尾

五日 福生

六日 福米

十日	加茂	十三日	五千石、尚徳
十一日	成実	十六日	
十二日	尚徳		

鳥取県告示第六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取、県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号番号	登 録 年 月 日
井本 章夫	岩美郡岩美町大字浦富	鳥医一、〇二六	昭和三十九年一月二十四日
乾 敏彦	鳥取市立川町四丁目	鳥業一、一四九	一月三十一日
谷岡 京子	吉方一区	一五〇	〃
安東 吾郎	八頭郡智頭町大字智頭	鳥医一、〇二七	二月一日

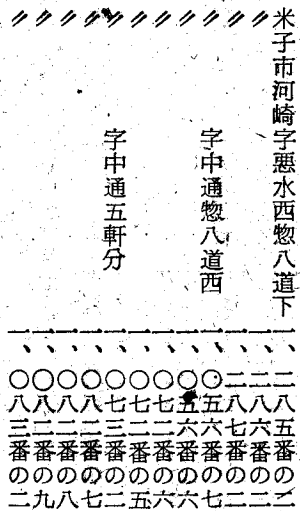
鳥取県告示第六十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九

年二月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市夜見町二、三六六番地 吉岡勝次郎	米子市夜見町字国道西二	幅員 四メートル 延長 六三・一メートル
米子市河崎一、〇五一番地 池口吉太郎	米子市河崎字恵水西惣八道下	幅員 四メートル 延長 一六五・二メートル
米子市博勞町四丁目四五番地 道祖利雄	米子市博勞町四丁目四五番地の九	幅員 四メートル 延長 八四・一メートル



鳥取県告示第六十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をじたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地
鳥振第一七七号 昭三九、一、二九 山本幸三郎 山幸苑 鳥取市湯所町二丁目二七七 住所に同じ

鳥取県告示第七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、八橋中央土地改良区の定款の変更を昭和三十九年二月十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十一号

昭和三十八年十一月十八日付けで倉吉市国分寺 小谷

知道ほか十四人の者から申請のあつた国庁土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
(一) 土地改良事業計画書の写し
(二) 定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年二月二十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十二号

昭和三十八年十月十五日付けで八橋中央土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道及び開畑)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年二月二十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡東伯町大字八橋 八橋中央土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。